

後見制度支援預貯金・支援信託の取引について

福岡家庭裁判所後見センター

1 この制度について

後見制度支援預貯金・支援信託にかかる取引をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する定型書式での指示書（報告書と一体になったもの）が必要となります。

利用を検討される方は、裁判所までお問い合わせください。

この制度が利用できるのは、成年後見人と未成年後見人だけです。

2 提出するもの

報告書・指示書

※ 取引の種類に応じた定型書式を使用してください。

※ 上段の「報告書」に必要事項を記載の上、押印してください。

郵便切手 84円

直近の財産状況がわかる資料（通帳写し等）

※ 既に裁判所に提出済みで、内容に変更がない場合は提出不要です。

3 手続の流れについて

① 「報告書」を作成し、84円切手を同封して裁判所に提出してください。

② 裁判所から「指示書」謄本が送付されます。

③ 指示書謄本に記載された日付から3週間以内に、②で裁判所から送付された「指示書」（謄本）を金融機関に提出し、手続を行ってください。

※ 3週間以内に手続ができなかった場合、再度、指示書の再発行が必要になりますのでご注意ください。

※ 各金融機関によって、指示書謄本の他にも必要な書類を求められる場合があります。また、手続に時間がかかる場合もあります。手続に行かれる前に、必要書類や所要時間等について金融機関にお問い合わせください。

④ 手続完了後、財産目録を作成し、通帳写しとともに裁判所に提出し、手続が完了したことを報告してください。なお、定期送金額変更の場合は、金融機関で提出した申込書の控えの写しを提出してください。

以 上